

盛岡広域振興局長告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年4月8日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100396	社会福祉法人春陽会	岩手町東部デイサービスセンター	岩手郡岩手町大字川口第41地割159番地7	平成28年3月31日